

競合品目・競合企業リスト

令和7年4月3日

販売名	アデムパス錠0.5mg アデムパス錠1.0mg アデムパス錠2.5mg	製造販売元	バイエル薬品株式会社
-----	---	-------	------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ウプトラビ錠0.2mg、同0.4mg、同錠小児用0.05mg	日本新薬株式会社
競合品目2	ヴォリブリス錠2.5mg	グラクソ・スミスクライン株式会社
競合品目3	レバチオ20mg、同ODフィルム20mg、同懸濁用ドライシロップ900mg	ヴィアトリス製薬株式会社

競合品目を選定した理由
アデムパス錠0.5mg、1.0mg、2.5mgは可溶性グアニル酸シクラーゼ（sGC）刺激剤であり、「外科的治療不適応又は外科的治療後に残存・再発した慢性血栓塞栓性肺高血圧症」及び「肺動脈性肺高血圧症」の効能効果に対して承認されている。 効能効果及び投与経路から見た競合品としては、ヴォリブリス錠、レバチオ錠／同ODフィルム／同懸濁用ドライシロップ、ウプトラビ錠／同錠小児用、アドシルカ錠、ケアロードLA錠／ベラススLA錠、トラクリア錠／小児用分散錠、オプスミット錠、ユバンシ配合錠が挙げられる。 これらのうち、以下の品目を除く国内の売上高が上位3品目を競合品目として選定した。 ＊リオシグアトとイトラコナゾール、ポリコナゾール、エンシトレルビルフマル酸又はロナファルニブとの併用に係る審議が実施されるため、当該審議の対象品目であるイトリゾールカプセル50、同内用液1%（イトラコナゾールの製造販売業者（ヤンセンファーマ株式会社）の品目であるオプスミット、トラクリア、ユバンシは競合品目から除外した。 ＊競合品目1のウプトラビの製造販売業者（日本新薬株式会社）が重複するため、アドシルカは競合品目から除外した。

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 4月 2日

販売名	イトリゾールカプセル 50 イトリゾール内用液 1%	製造販売元	ヤンセンファーマ株式会社
-----	-------------------------------	-------	--------------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ノクサフィル錠 100mg	MSD 株式会社
競合品目2	ブイフェンド錠 50mg／200mg	ファイザー株式会社
競合品目3	ラミシール錠 125mg	サンファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤はカプセル剤及び液剤で適応が異なっているため、各剤型にて同じ適応菌種、適応症をカバーしている事と投与経路から候補となる品目を選択。この選択した品目から最も売り上げが高い品目を競合品目として選定した。 ノクサフィル錠 100mg：イトリゾール内用液 1%に対応 「造血幹細胞移植患者又は好中球減少が予測される血液悪性腫瘍における深在性真菌症の予防」に適応を有しているため ブイフェンド錠 50mg／200mg：イトリゾール内用液 1%に対応 アスペルギルス症、カンジダ症、クリプトコックス症、「造血幹細胞移植患者における深在性真菌症の予防」に適応を有しているため ラミシール錠 125mg：イトリゾールカプセル 50 に対応 皮膚糸状菌（トリコフィトン属、ミクロスポルム属、エピデルモフィトン属）、カンジダ属、スポロトリックス属、ホンセカエア属を適応菌種とし深在性皮膚真菌症、表在性皮膚真菌症（爪白癬、爪カンジダ症含む）に適応を有しているため

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 4月 3日

販売名	ブイフェンド錠50mg、同錠200mg、同200mg静注用、同ドライシロップ2800mg	製造販売元	ファイザー株式会社
-----	--	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ノクサフィル錠100mg、同点滴静注300mg	MSD株式会社
競合品目2	クレセンバカプセル40mg、同カプセル100mg、同点滴静注用200mg	旭化成ファーマ株式会社
競合品目3	アムビゾーム点滴静注用50mg	住友ファーマ株式会社

競合品目を選定した理由
調査品目の効能又は効果は、以下の通りである。 ○下記の重症又は難治性真菌感染症 ・ 侵襲性アスペルギルス症、肺アスペルギローマ、慢性壊死性肺アスペルギルス症 ・ カンジダ血症、食道カンジダ症^{注)}、カンジダ腹膜炎、気管支・肺カンジダ症 ・ クリプトコックス髄膜炎、肺クリプトコックス症 ・ フサリウム症 ・ スケドスポリウム症 ○造血幹細胞移植患者における深在性真菌症の予防 注) 食道カンジダ症の適応は経口剤のみ。 これらの適応症のうち、市場が最も大きいものは、侵襲性アスペルギルス症（侵襲性肺アスペルギルス症）である。「JAID/JSC感染症治療ガイド2023」において、侵襲性肺アスペルギルス症（invasive pulmonary aspergillosis：IPA）の第一選択薬として、調査品目とともに推奨されている薬剤は、ノクサフィル、クレセンバ、アムビゾームであり、これら3品目を競合品目として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 4月 1日

販売名	ゾコーバ錠125mg	製造販売元	塩野義製薬株式会社
-----	------------	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ラゲブリオカプセル200mg	MSD株式会社
競合品目2	パキロビッドパック600, パキロビッドパック300, パキロビッドパック	ファイザー株式会社
競合品目3	ベクルリー点滴静注用100mg	ギリアド・サイエンシズ株式会社

競合品目を選定した理由
本剤は、3CL プロテアーゼ阻害剤である。本剤の適応症は「SARS-CoV-2 による感染症」であり、主に軽症・中等症患者への投与が想定される。 本剤と同様の適応を有する薬剤のうち、本剤と同様の経口投与である薬剤は、ラゲブリオカプセル200mg及びパキロビッドパック600, 同300, パキロビッドパックであることから、これら2品目を競合品目1, 2とした。また、軽症・中等症患者に対して使用される、競合品目1, 2以外の薬剤として、ロナプリーブ注射液セット 300, 同注射液セット 1332, ゼビュディ点滴静注液 500mg, ベクルリー点滴静注用100mg, エバシエルド筋注セットがある。COVID-19に対する薬物治療の考え方第15.1版において、omicron株BA.2系統, BA.5系統, BQ.1系統, XBB系統の流行期には、中和抗体薬より抗ウイルス薬の投与を優先して検討することとされているため、本剤と同じ分類の抗ウイルス剤であるベクルリー点滴静注用100mgを競合品目3として選定した。

競合品目・競合企業リスト

令和7年4月1日

販売名	ゾキンヴィカプセル50mg ゾキンヴィカプセル75mg	製造販売元	アンジェス株式会社
-----	--------------------------------	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	該当なし	
競合品目2		
競合品目3		

競合品目を選定した理由
本邦においてゾキンヴィカプセルと同種の効能及び効果を有する医薬品はない。

競合品目・競合企業リスト

令和7年3月27日

販売名	ナウゼリン錠 5、ナウゼリン錠 10、ナウゼリン OD 錠 5、ナウゼリン OD 錠 10、ナウゼリンドライシロップ 1%、ナウゼリン坐剤 10、ナウゼリン坐剤 30、ナウゼリン坐剤 60	製造販売元	協和キリン株式会社
-----	--	-------	-----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	ガスモチン錠 2.5mg、ガスモチン錠 5mg、ガスモチン散 1%	住友ファーマ株式会社
競合品目2	プリンペランシロップ 0.1%、プリンペラン注射液 10mg プリンペラン細粒 2% プリンペラン錠 5	日医工株式会社
競合品目3	ガナトン錠 50mg	ヴィアトリス製薬合同会社

競合品目を選定した理由
調査品目は、慢性胃炎や胃下垂症等の疾患及び薬剤投与時の消化器症状（悪心、嘔吐、食欲不振、腹部膨満、上腹部不快感、腹痛、胸やけ、あい気）等に対する効能・効果を有する。 本邦において、調査品目と同様の効能・効果（ATC 中分類 A03 機能性胃腸障害剤、A04 鎮吐剤及び悪心治療剤）を有する先発医薬品の中から、調査品目の製造販売業者の製品を除いた、国内売上高上位 3 位*に該当する薬剤を選定した。 *Copyright © 2025 IQVIA. JPM（2024年1月~2024年12月）をもとに作成 無断転載禁止

競合品目・競合企業リスト

令和 7年 3月 13日

販売名	ナシビンメディ	製造販売元	佐藤製薬株式会社
-----	---------	-------	----------

薬事審議会審議参加規程における、上記対象品目に係る競合品目、競合企業及びその選定理由は以下のとおりです。

	販売名 / 開発名	競合企業名
競合品目1	パブロン点鼻	大正製薬株式会社
競合品目2	エージーノーズアレルカットC	第一三共ヘルスケア株式会社
競合品目3	チクナイン c	小林製薬株式会社

競合品目を選定した理由
本剤と同種の効能及び効果を有している一般用医薬品の中で、直近1年間（2024年1月～2024年12月）の売上高が大きいものから順に選定いたしました。